重要保管　本紙は、ご覧いただいた後も大切に保管してください。

お客様へのお願い

本パーソナルコンピュータの梱包を解かれる前に必ずお読みください。

Windows® RT の品質保証責任等についての条件

1. 保証の制限

(1) NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「弊社」といいます）は、マイクロソフトソフトウェアライセンス条項および本書に記載の保証条件を除き、本ソフトウェアに関していかなる保証も行いません。本ソフトウェアに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、お客様が弊社所定の手続によりユーザ登録を行われた場合において、最初のお客様（本製品を新品かつ未使用の状態で購入されたお客様をいいます。以下同様とします。）による本製品ご購入の日から1年以内に弊社が本ソフトウェアの誤り(バグ)を修正したときは、弊社は、かかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム(以下、これらのプログラムを「修正プログラム」といいます。)またはかかる修正に関する情報をお客様に提供するものとします。ただし、修正プログラムまたはかかる修正に関する情報の提供の必要性、提供時期等については弊社の判断に基づき決定させていただきます。お客様に提供された修正プログラムは本ソフトウェアとみなします。

(3) 本ソフトウェアが格納された本製品の内蔵フラッシュメモリに物理的欠陥（ただし、本ソフトウェアの使用に支障をきたすものに限ります。）があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から1ヶ月以内の場合には、121コンタクトセンターにご連絡下さい。本製品を同一機種の製品と交換するものとします。（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責と認めた場合に限ります。）本項の規定をもって弊社の保証の全てとします。本項の規定は、本製品の保証書に基づくお客様の権利を何ら制限するものではありません。

2. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。)および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった本製品の代金のうち本ソフトウェアの代金相当額を以てその上限とします。

3. その他

(1) お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく、本ソフトウェアおよびその複製物を日本国から輸出してはなりません。

(2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

ご連絡先

121 コンタクトセンター　TEL　フリーコール　:0120－977－121　携帯電話／PHS用:03－6670－6000

853-810924-798-A

810924798A